

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社是「謙虚な心で皆様と共に進む」に基づき常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。具体的には、次の考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むものとします。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 監査役会の設置・運用により、取締役会による職務執行の監督機能を実行化する。
- (5) 当社と株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は五つの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
PNコーポレーション株式会社	2,000,000	44.73
小田原洋一	1,498,200	33.51
森田 樹里	200,000	4.47
大日本商事株式会社	80,000	1.78
ラクスル株式会社	40,000	0.89
日本アグファ・ゲバルト株式会社	40,000	0.89
富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社	40,000	0.89
株式会社アイカ	40,000	0.89
株式会社桂紙業	40,000	0.89
株式会社紙藤原	40,000	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無	小田原洋一
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

(2) 大株主については、上記の他に日商岩井紙パルプ株式会社(40,000株)及び株式会社T & K T O K A(40,000株)が含まれます。

(3) 支配株主である小田原洋一については、オーバーアロットメントによる売出し時に支配株主から外れますが、株式の返還時に再び支配株主となる見込みです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	10月
-----	-----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については基本的には行わない方針ですが、取引を行う場合においては、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
本多 淳太郎	弁護士													
西村 誉弘	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本多 淳太郎		本多淳太郎氏は照国総合法律事務所に所属する弁護士であります。	弁護士としての高い見識と幅広い経験等を活かし、社外取締役として客観的な立場から経営の意思決定に参画できると考えられるため。なお、同氏は有価証券上場規程施行細則第21条第4項第6号に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと認識しております。
西村 誉弘		西村誉弘氏はリーダーズサポート公認会計士事務所 代表及びリーダーズサポート税理士法人代表社員であり、(株)フルブリッジ監査役、岐阜製版(株)監査役、(株)アイ・ビー・エス監査役であります。	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、職務遂行に適任であると考えられるため。なお、同氏は有価証券上場規程施行細則第21条第4項第6号に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと認識しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

適切なコーポレート・ガバナンス体制の確立に向けて、三様監査それぞれの実効性を高め、全体の監査の質向上のため、独立した関係であり、かつ相互連携を図っております。具体的には、監査役及び会計監査人は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査会議)や実地棚卸の立ち会い等を連携して行っております。監査役及び内部監査部門は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査会議)や業務の効率性の状況確認、会社法及び金融商品取引法等、法令に係わる内部統制への対応について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
白石 純孝	他の会社の出身者													
大久保 範俊	税理士													
土田 三喜彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白石 純孝		白石純孝氏は、コーアツ工業株式会社の元代表取締役であります。	上場会社でのマネジメント経験があり、経営に関する相当程度の知見を有し、業務遂行に適任であると考えられるため。
大久保 範俊		大久保範俊氏は、大久保範俊税理士事務所及び大久保範俊行政書士事務所の代表であり、Feel Free合同会社の代表社員であります。	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、業務遂行に適任であると考えられるため。

土田 三喜彦	土田三喜彦氏は、株式会社ラグーナ出版の元専務取締役であります。	行政との手続関係に精通しており、業務監査全般に関する相当程度の知見を有し、業務遂行に適任であると考えられるため。
--------	---------------------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意識を高めるため、社内取締役、社外取締役、従業員に対してストックオプションを付与しております。取締役、従業員ともに役職に連動した株数を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員報酬規程において、株主総会で承認された報酬の限度内において、職位と職務内容、責任、業績等を総合的に勘案した上で決定する事を定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは管理部総務課が担当しております。取締役会の資料は事前に配布を行い、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役として法律専門家及び会計専門家を招聘し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

なお、取締役会の開催状況は、毎月1回以上の頻度で開催しており、現役員就任以降、全取締役はほぼ全ての取締役会に出席しております。社外取締役ににつきましては、随時自らの見地にもとづいた意見や質問等を行っております。

ロ 監査役会・監査役

当社は、各監査役の情報交換、連携、意思疎通等のために監査役会を設けております。

当社監査役会は、監査役3名(全員が社外監査役、うち1名は常勤監査役)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施することとしております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な経営会議への出席や工場・支店への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

なお、監査役会の開催状況は、毎月1回以上の頻度で開催しており、現役員就任以降ほぼ全ての監査役会に出席しております。また、内部監査部門とも定期的にミーティングを行い、相互の監査計画並びにその説明・報告を行っております。

八 内部監査

当社は完全に独立した監査部門は設置しておりませんが、代表取締役の直轄部門である経営企画室内に内部監査専任者を設け、定期的に内部監査を実施しております。監査結果については代表取締役に報告後、改善が必要な部署については改善指示を行い、後日指摘事項の改善状況を再監査いたします。また、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換の場を設け、情報の共有を図っております。

二 会計監査人

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査がなされております。

ホ コンプライアンス委員会

当社は全社的な法令遵守の徹底をはかるためコンプライアンス委員会を設置し、3か月に一度以上開催しております。コンプライアンス委員会は代表取締役社長をコンプライアンス委員長とし、直轄の機関である経営企画室長がコンプライアンス副委員長を兼任いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、社外取締役を選任し、監査役会等と連携することで経営監視体制を実効的なものとするのが可能であると考え、監査役会設置会社制度を採用しております。社外取締役を2名選任し、社外監査役3名(うち1名が常勤監査役)を擁した監視・監督体制をとっております。社外取締役には法律専門家及び会計専門家を招聘し、より広い視野での経営意思決定と社外からの経営監視が出来る体制を目指しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、株主と直接対話できる好機であるとの観点から、当社では、より多くの株主が株主総会に出席できるよう、集中日を回避した日程や利便性の高い会場の設定を行います。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイト上において掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト上にて情報を公開する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社取締役会は、当社の長期的な企業価値向上のために、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など様々なステークホルダーの利益を考慮します。 また、当社は、従業員を含む様々なステークホルダーが、当社における違法又は非倫理的な慣行についての疑念を取締役会又は監査役会に伝えることができ、これによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨を、就業規則その他の関係する社内規程に明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、環境に配慮した印刷商品を提供するため、2016年10月期から100%ノンVOCインキ(注)を使用しております。 (注)ノンVOCインキ 構成成分中の高沸点石油系溶剤を植物油等に置き換えて1%未満に抑えたインキ
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家等をはじめとするあらゆるステークホルダーに、当社への理解を深めていただくために、積極的にタイムリーで公平な情報開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、内部統制システムの実効的な確立を図っております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、常勤監査役1名を含む3名の社外監査役を置き、監査役会規程および監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行について定期的に監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および「情報セキュリティ管理規程」「SMSマニュアル」に基づき適切に保存し、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス規程、危機管理規程その他の社内規程において、当社のリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

経営企画室内に内部監査担当者をおき、定期的に内部監査を実施することで個別リスクを洗い出し、当社各部署におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長に報告することにより、リスクを最小限にとどめるよう対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月および必要に応じて随時開催し、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業の運営を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役会と協議の上、必要に応じて監査業務を補助する使用人を配置する。

6. 5の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は、監査役の指揮命令の下にその職務を執行する。なお、当該使用人の人事考課、異動、懲戒については、監査役会の同意を得る。

7. 監査役の5の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は必要に応じ、いつでも取締役および使用人に対して、業務執行に関する報告を求めることができるものとする。

8. 取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は、随時及び定期的に、その職務および業務の執行状況その他に関する報告を行う。また、代表取締役は、監査役と定期的に会合の機会を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、法令の定める事項のほか、監査役との協議により定めた報告すべき事項について、監査役に報告しなければならない。

9. 8の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、8の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

10. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

11. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会および重要な会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役、内部監査担当者および会計監査人と意見交換する機会を設ける。

12. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)との関係を一切遮断する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

イ 「反社会的勢力対策規程」の運用を徹底する。

ロ 「反社会的勢力調査マニュアル」及び「反社会的勢力対応マニュアル」の周知を徹底し、運用体制を強化する。

ハ コンプライアンス委員会を開催し、反社会的勢力情報の収集に取り組む。

ニ 新規取引先や顧客等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、法令順守上のリスク等について情報の共有を行っております。また、反社会的勢力対策規程を定めるとともに、反社会的勢力調査マニュアル及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、その内容の周知徹底を図っております。

顧客に対しては、注文時「利用規約」に同意しなければ注文画面に進めないシステムとなっております。利用規約の第4条第7項(4)には、反社会的勢力、反市場勢力その他その構成員、関係者、又はそのおそれがある者である場合には、当社サービスの利用を一時停止し、又は利用資格を取り消すことができる旨を明記しております。

新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。取引先との間で締結する取引基本契約書においても、反社会的勢力排除の項を設けております。

その他

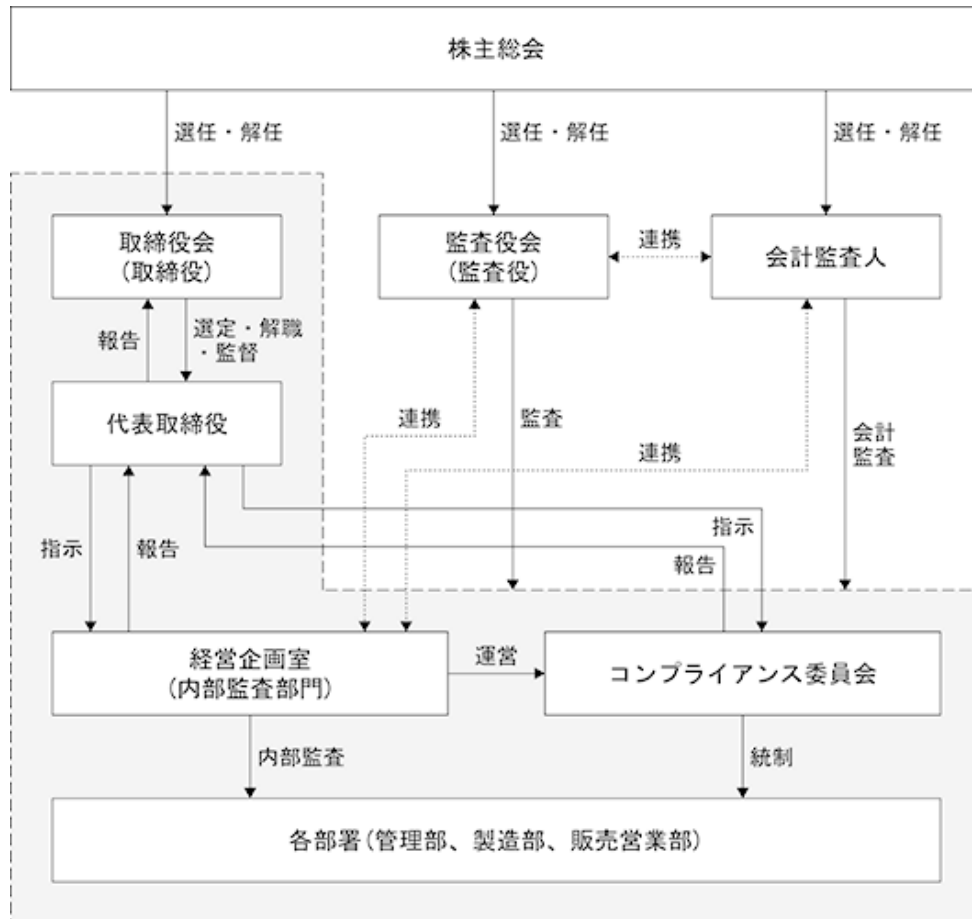
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制図

